

(PDF 版・5の2のイ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十四節 教える教会の機能としての教義学」 「二 教義学の方法」

(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学——二 教義学の方法」(209-267 頁)

「二 教義学の方法」

イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が……啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っているのであるから、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」(すなわち、「啓示の〈しるし〉」、「啓示との〈間接的同一性〉〔区別を包括した同一性〕」において存在しているところのイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」としての第二の形態の神の言葉である聖書、その聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした教会の〈客観的な〉信仰告白および教義 Credo としての第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能(教會的な補助的奉仕)としての教会「**教義学的〈方法〉、すなわち教義学的作業がその対象によって要求されつつ進まなければならない道**」は、「**教義学的規準**〔・原理・法廷・審判者・支配者・標準〕の場合と同じように、〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の〕**神の言葉としての聖書の中に証されている啓示**〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕と同一である」、「**詳しく言うならば、その啓示が、まさにただ単に規準**〔・原理・法廷・審判者・支配者・標準〕であるばかりでなく、**また道でもあり、それ自身の中で系統立てられ、秩序づけられた内容である限り、**〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の〕**神の言葉としての聖書の中に証されている啓示**〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕と同一である」。イエス・キリストにおける神の自己啓示としての「啓示の中での体系はただイエス・キリストの名だけ」、その「ただ啓示の体系だけ」である。このような訳で、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「**教義学の内容は、**〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕**神の**

言葉の中で出来事として起こっている神の業と行為〔すなわち、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質する三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動）、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——言葉の語り手・啓示者・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——語り手の言葉・啓示・和解者、第三の存在の仕方である神的愛の基づく父と子の交わりとしての聖霊——啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕を説明して行くこと以外のほかのものではあり得ない」。

「われわれは、……〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉の中でまさに神の業が生起するが故に、〔「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主である」から、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて、換言すれば客観的な「存在的なく必然性」と主観的な「認識的なく必然性」を前提条件として〕神の言葉は聞かれ、それ故にまた〔「教えの純粹さを問う」教会教義学の課題としての、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粹な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」において〕聞かれたものとして〔区別を包括した単一性において教会教義学に包括された「正しい行為を問う」特別な神学的倫理学の課題としての、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指して〕教えることを欲しているということを見た。それが聖職者と呼ばれている人間であれ、牧師と呼ばれている人間であれ、神学者と呼ばれている人間であれ、誰であれ、それが人間である限り、「いかなる人間の業も、それであるからまた教義学の業も、神の業を遂行することはできない」。しかし、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学は、神のその業を、それが〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉の中で出来事となって起こっている限り」、「それが、〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である〕聖書的に証されたイエス・キリストにあっての神の啓示の中で、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連続し連帯し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である〕教会に対して現臨する限り、証しすることができる」。「具体的

に言えば、その神の言葉〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕の現臨を念頭に置いて、教義学は、神のその業を記述し説明することができる〔「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質する三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動）——すなわち、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——言葉の語り手・啓示者・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——語り手の言葉・啓示・和解者、第三の存在の仕方である神的愛の基づく父と子の交わりとしての聖霊——啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体を記述し説明することができる〕。「ただそのことだけが、〔第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教が、そして教会の宣教を目覚めさせ・確証し・生かすために範例的に〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学が、しなければならないことである」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学が、その業そのものとの取り組みに従事している時、教義学は常に方法論的にあるべき正しい状態にある」、それ故に「教義学が、その業以外のほかのものによって活動させられる時、教義学は常に方法論的に正しくない状態に陥っている」。したがってまた、第三の形態の神の言葉である教会の宣教の課題であるところの、第二の形態の神の言葉である「聖書の中で証しされている〔起源的な第一の形態の神の言葉としての〕啓示の宣べ伝えを目指すことのない」、自然神学の段階で停滞と循環を繰り返す「単なる知識としての形而上学的な教義学は、それがどんなに考え深い才知豊かな、また首尾一貫した仕方のものであっても、その教義学は教義学としては非学問的なのである」。このような訳で、「われわれは、この観点の下においても、原則的に、〔第三の形態の神の言葉である〕教会の宣教と〔その一つの補助的機能としての教会〕教義学の＜神律＞〔「神の法則」〕について語らなければならないし、ただそのような＜神律＞〔「神の法則」〕について語るができるだけである」、「われわれは、今、そのような神律〔「神の法則」〕を、神の啓示された言葉〔その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕の中で遂行される神的な業と行為の自由および支配として理解する」。言い換えれば、われわれは、「そのような神律を、〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されたキリストにあつての神としての〕……神が〔先行して、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストにあつて聖霊を通して事実人々と共に進まれたし、進むし、進み給う＜道＞、そしてその道を〔後続して〕＜進み行く＞ことから〔第三の形態の神の言葉である〕教

会の宣教と教義学の方法は成り立っているし、ただその道を〔後続して〕進み行くことからしてだけ〔第三の形態の神の言葉である〕**教会の宣教**と〔その一つの補助的機能としての教会〕**教義学の方法は成り立つことができる<道>として理解する**。このことは、われわれに対して、次のことを認識させ自覚させる——先ず第一に、第三の形態の神の言葉である「教会に宣教を義務づけている」その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である「**聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕であるイエス・キリスト**〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕と共に、〔第三の形態の神の言葉である〕**教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である**、それ故に「〔第二の形態の神の言葉である〕**聖書が教会を支配するのであって**、〔第三の形態の神の言葉に属する全く人間的な〕**教会が聖書を支配してはならないのである**」。第二に、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」が「啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>を、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動を持っており、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）が客観的に現存しているのであるから、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教およびその一つの補助的機能としての教会教義学は、具体的には第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」（「教えの純粋さを問う」「教会教義学」の課題）と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（区別を包括した単一性において教会教義学の課題に包括された「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理学」の課題）という連関・循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行かなければならない。

それでは、「それがそこで実際に打ち立てられ力を奮う限り」、「人間的な領域における神律〔「神の法則」〕とは……何を意味しているのであろうか。「われわれは、今、**教義学の実質的課題と取り組んでいる**」、「**教義学の規準を問うているのではなく、教義学の方法を問うている**」、それ故に第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的能としての教会「**教義学の中で実行されるべき**〔その言葉

自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の] み言葉の中で出来事となって起こっている」ところの、「神の業と行為〔「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動）、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）を思い出す想起を通して、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されている〕神の業と行為の力についての証しを通して」、「教会の特定の人間的な行為〔すなわち「教会の宣教」〕が、新しく目覚めさせられ、実証され、生かされるべきであるということ念頭において」、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されている「神の業と行為に対する服従」、それ故に具体的には第二の形態の神の言葉である聖書に対する「他律的服従」〔人間的な領域における神律の相対的で具体的な形態としての「純粋な教え」の<客観的可能性の問題>〕とそのことへの決断と態度という「自律的服従」〔人間的な領域における神律の相対的で具体的な形態としての「純粋な教え」の<主観的可能性の問題>〕との全体性における服従を問うている」。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学の自律と他律は、……上から、神からして神律として記述されるべきことと同じことを、下から、人間からして記述している」。「まさにこの〔「自由の中でなされるべき」〕服従」は、「厳格な全き服従として理解され記述されなければならないが故に」、「ただ単に形式的に記述されるだけでなく、また実質的にも記述されなければならない」、「ただ単に客観的に規準という観点〔「他律という観点」〕の下で記述されるだけでなく、また主観的にも方法という観点〔「自律という観点」〕の下でも記述されなければならない」。「まさに〔第二の形態の神の言葉である聖書的啓示証言の中で証されたキリストの〕福音を宣べ伝えざるを得ない強制こそ〔あの「教えの純粋さ」を尋ね求める「神への愛」とそのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」、全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝え——「もろもろの誠命中の誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、教会が教会自身と世に対して語らねばならぬ一切事中の唯一のこと」、キリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請〕が、「同時に、教会の比類を絶した自由である」、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会は、ただこの自由の中で生きることができるだけであり、この自由の外では死ぬことができるだけであるが故に、それを用いないことは、ただ単に不従順、不誠実であるばかりでなく、また愚かなことであり、自己を放棄することでしかない自由である」、「わがまま勝手な」恣意的独断的な自由過ぎない自由である。「もしも具体的に相対的に教義学の〔人間的な領域における〕神律性について語られるべきである

とすれば、その時には、「教義学の人間の主体自身の自由な決断〔と態度〕」におけるその言葉自身の出来事の自己運動を持っている「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の「神の言葉に対する服従〔人間的な主体自身の自由な決断と態度〕」としての「教義学の自律性」（具体的には第二の形態の神の言葉である聖書に対する他律的服従への決断と態度としてのそれ）と第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源するその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の<しるし>」）としての第二の形態の神の言葉である聖書に対する他律的服従としての「教義学の他律性」の全体性において語られなければならない。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的能としての教会「教義学の〔人間的な領域における〕神律は、人間的な主体自身の自由なその決断〔決断と態度〕の中に、その具体的にして相対的な形態を持っている限り」、その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の「神の言葉〔それ故に、具体的にはその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書〕に対する服従を言い表している」。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的能としての教会「教義学が、事柄と、教会の教えの対象と、その言葉の中での神の業および行為と関わっている関連性は、確かに教義学の〔人間的な領域における〕神律性からして基礎づけられ説明されることができる」が、「それは、教義学の他律性からして基礎づけられ説明されることはできず、ただ教義学の自律性からして基礎づけられ説明されるができるだけである」。その関連性は、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学的作業が、神の法則〔神律〕を<自分のもの>とすることでもって実現される」、すなわち「教義学の人間の主体自身の自由な決断〔決断と態度〕の中で実現される」。「この決断〔決断と態度〕の中で、またこの決断〔決断と態度〕の中で初めて、教義学的作業は、対話、過程、戦いの行動、支配の行為に参加する」、すなわちその言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の「神の言葉の実際の内容を形造っている神の業と行為に参加する」。「この参与〔決断と態度〕」の中でなす教義学的作業以外には、その言葉自身の出来事の自己運動を持っているところの、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の「神の言葉の実際の内容について、〔啓示の〕真理に忠実な仕方でも報告し、神の言葉の実際の内容を展開し記述することはできない」。「この参与〔教義学の人間的主体自身の自由な決断と態度〕の中で初めて、教義学的作業は、その定められた道の上に置かれるのであり、……われわれがその方法と呼ぶところのものを受け取るのである」。しかし、その時、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的能としての教会「教義学の人間的主体自身のその自由な決断〔決断と態度〕」は、その主体の〔わがまま勝手な〕独断 恣意から出た決断ではなく、あくま

でもその主体の〔他律的服従と自律的服従との全体性における〕＜服従＞の決断〔「決断と態度」〕であるということ、それ故に「教義学の自律性が、実際にその他律性の場合と同じように、その〔人間的な領域における〕＜神律性＞の相対的な具体的な形態として理解され、それ以外のものとして理解されないということによってもってかかっている」。

第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的能としての教会「**教義学の人間的主体自身のその自由な決断**〔「決断と態度」〕が、「すべての〔「わがまま勝手な」独断〕恣意をまさに閉め出している自律性であるということ」は、「神からして〔神のその都度の自由な恵みの神的決断からして〕実際に与えられなければならない前提として考慮に入れられることが許されるだけである恵みと聖霊の賜物である」。このことは、「教義学の他律性についても、その自律性に関してと同様言えることである」。

「神から贈り与えられ、人間によって願い求められるべき前提として、言うまでもなく、それは、すべてのキリスト教的思惟と語りの全線にわたって考慮に入れられなければならない」。何故ならば、第三の形態の神の言葉である全く人間的な**教会の宣教**およびその一つの補助的機能としての神学における思惟と語りが、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないか」ということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではないし、それ故にその思惟と語りは、神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」の基づいて「言葉を与える主は、同時に信仰を与える主である」「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈りの態度」〕に対し神が応じて下さる〔「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」からである。そのことが起こり得る「留保」は、「自明のことながら、力を奮う」。「まことのイエス・キリストの教会」（キリストにあつての「神の教会」）としての「**自分の事柄が**、〔「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示の＜しるし＞」）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞〔区別を包括した同一性〕」において現存している聖書の中で証されたキリストにあつての〕**神の事柄であり、神ご自身が**、〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動に基づいて〕**教会の中で、ご自分の言葉を語ろうと欲し、語り給うであろうという＜約束＞**の「**確認であり**」、それ故に「人が用いてもよいし、当然用いるべきところの許可である」。「〔先行してキリストにあつての〕神が与え給わなければならない、人間は〔後続して〕それを乞い求めなければならないという考えの下で、われわれは、教義学の自律性を、教義学の〔人間的な領域に

おける] 神律性の相対的な具体的な形態として理解するし」、それ故に「教義学の人間の主体自身の自由な決断〔「決断と態度」〕を、〔「わがまま勝手な」独断〕恣意としてではなく、〔他律的服従と自律的服従との全体性における〕服従として理解するのである」。言い換えれば、「人間が〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の〕神の言葉に服するだけでなく〔具体的には、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書に対して不可避免的に他律的に服するだけでなく〕、そのことを超えて、人間が神の言葉の中で出来事として起こっている神の業と行為の領域と働きに自分を関わらせることによって、人間がそのような神の業と行為をして内的に自分の身に起こらせる限り」、それ故に「人間が、神ご自身が〔先行して〕その言葉の中で進み行き給う道によって人間自身の思惟と語りの道を」、それ故に「その方法を、しるしづけ規定させる限り、人間が神の言葉に〔他律的服従と自律的服従との全体性において〕服するところの<内的>服従〔人間的主体自身の自由な決断と態度、聖書に対する他律的服従への決断と態度としての自律的服従〕として理解する」。バルトは、『説教の本質と実際』で次のように述べている——「説教の無条件的な出発点と目的は、新約聖書において聞く啓示、和解」（「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、イエス・キリスト自身）、「インマルエル、神われらと共にいますである」、それ故に「われわれは、キリストからすべてのことを期待しなければならない」、「このことが終末論である」、それ故に「キリスト教的終末論とは、キリスト論にほかならない」、「ここで説教は、感謝と確信と共に期待の態度と行動である」、「第一の来臨〔生誕・死と復活の出来事〕と第二の来臨〔復活されたキリストの再臨、終末、「完成」〕との間〔聖霊の時代、中間時〕に、説教と、また同時にキリスト者の生活全体とがある」、「説教は、〔説教者の恣意的独断的な事柄ではないのであるから〕、自分自身の言葉から由来すべきではなく、どのような場合であれ、その形式と内容において、〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示の<しるし>」）としての第二の形態の神の言葉である〕<聖書への絶対的信頼>に基づく聖書講解であることの義務を負っている」、それ故に「説教者が、実際の生活にはなお多くのことが必要であって聖書は生きるために必要なことを言いつくしていない〔人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍、現存する「同時代の人たちの思考の前提」、「そこから形成された理解の規準」等々を言いつくしていない〕と考えるようなことがある限り、彼は、この信頼、信仰を持っておらず、真に信仰によって生きようとしていないのである」、「福音は、われわれの思考や心情の中にあるのではなく、〔具体的には、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示の<しるし>」）としての第二の形態の神の言葉である〕聖書の中にあるから、われわれは、思

想、最高の習慣、最良の見解、そのようなものいっさいを、聖書に聴従することの前で、放棄しなければならない」。

前段において「定義された意味で、教義学的方法についての決断〔「決断と態度」〕が、教義学の間主体自身の自由な決断〔「決断と態度」〕の中でなされる〔他律的服従と自律的服従との全体性における〕服従の行為として下される時」、「そのような決断〔「決断と態度」〕は、確かに神ご自身の言葉の絶対的服従の要求に基づいているのであって、〈人間〉がその要求を神に対する服従の中で自分自身に向けなければならない限り、相対的な具体的な要求に基づいている」、「換言すれば、他律性〔聖書に対する他律的服従〕にではなく自律性〔そのことへの決断と態度という自律的服従〕に基づいている」。「その決断〔「決断と態度」〕が彼自身にとって必然的な可能な唯一の決断〔「決断と態度」〕であるであろうことによって、彼は、その決断〔「決断と態度」〕をすべての第三者に対して、ただ最上の知識と良心に従ってなされた〈彼の〉決断〔「決断と態度」〕として、それと共に望むらくは真剣に受け取られるべき〈問い合わせ〉として、……よい基礎づけを持った〈提案〉として、……十分慎重に注意が払われるべき価値ある〈忠告〉として、しかし原則的には結局ただ問い合わせ、提案、忠告として提示することができるのであって、最終的に絶対的に拘束する命令として提示することはできない」。第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の中で出来事となって起こっている神の業と行為〔「三位相互内在性」における「失われぬ単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われぬ差異性」における三つの存在の仕方（バルトは、「他との関係なしにそれ自身で存在している近代的な個体と区別させるために、人格の名で呼ぶことを避けて、存在の仕方、存在の様態と呼んだ）、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉・和解者、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕においては、〔聖書に対する他律的服従への決断と態度という自律的服従としての〕人間自身の自由な決断〔「決断と態度」〕が問題であり、〔聖書に対する他律的服従への決断と態度という自律的服従としての〕人間自身の自由な決断〔「決断と態度」〕においては、〔第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の中で出来事となって起こっている神の業と行為が問題であるが故に、それであるから両方の側から見て人格的存在と人格的存在の間の出会いとしての神と人間の間に出会いが問題であるが故に、そのところでいかなる人間的人格も、あたかも神の法則〔「神律」〕についての自分の理解が神の法則〔「神律」〕そのものと同

じであるかのように、神の法則〔「神律」〕についての自分の理解をほかの者に対して押しつけることはできないし、またそのように押しつけることは許されないのである〔「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉からして、そのようなことはできないし、許されない〕。

なお、バルトが、「他との関係なしにそれ自身で存在している近代的な個体と区別させるために、人格の名で呼ぶことを避けて、存在の仕方、存在の様態と呼んだ」ところの「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）については、次のように言うことができる——神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動に基づいて、「神が人格であるということではなく、神がくどのような特定の〉人格であるかということが宣べ伝えられる時」、すなわち「愛する方としての神の自由な愛の行為の出来事としての神の存在が宣べ伝えられる時」、換言すれば徹頭徹尾「三つの神的我」・「三つの対象」・「三神」ではないところの、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——「啓示者」・言葉の語り手・創造者、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——「啓示」・語り手の言葉・和解者、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊（この聖霊は、その「交わりの中で、〔起源的な第一の存在の仕方である〕父は子の父、言葉の語り手であり、〔第二の存在の仕方である〕子は父の子、語り手の言葉であるところの行為」・働き・業としての第三の存在の仕方である）——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体が「宣べ伝えられる時」、「必要な一切のことが起こる」。「われわれは、神の人格性という概念を取り上げる時には、……人が神の三位一体に関する教説の中ででも最近に至るまで（大多数の人たちによって！）神の人格（Personen）について語ってきたことから生じる不明瞭さを意識しなければならない」——すなわち、「神の人格（Personen）という概念（複数形）から生じる三つの神的我、三つの対象、三神という概念像を喚起させる不明瞭さを意識しなければならない」。したがって、「われわれは、三位一体論と取り組んだ際」、「三位一体の事柄を言い表す時」、この『人格（Personen）』という概念——すなわち、「三つの神的我という概念を用いることをやめることに賛成する立場をとった」。何故ならば、この『人格（Personen）』という概念は、「古典的な神学全体においては、人が今日『人格（Person）』という概念〔「他との関係なしにそれ自身で存在している近代的な個体」概念〕によって理解するのを常としているような方向では決して理解されたり解釈されたりすることはなかった」からである、第一

の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、教会の宣教における原理・規準・法廷・審判者・支配者とした第三の形態の神の言葉に属する「キリスト教会は、神の中に三つの人格、三つの神的我が、それ故に三重のわれ、三重の主体、三神論、三重の対象の意味で三つの人格性が存在しているということを決して教えたことはなかった」からである。「三重ではなく、三度、三位相互内在性の中で、一人の三位一体の神が、人格性〔「われ——存在」、父、子、聖霊なる神の自由な愛の行為の出来事全体としての神の存在〕であり給う」、「父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体であり給う」。「神の三つの顔があるのではなく、一つの神の顔が、神の三つの意志ではなく、ただ一つの神の意志が、神の三つの義があるのではなく、ただ一つの神の義が、神の三つの言葉と業があるのではなく、ただ一つの神の言葉と業があるのである」。「徹頭徹尾、一人の神が、われわれに対して、イエス・キリストの中で啓示されているのであり、徹頭徹尾、同じ一人の神が、ご自身の中でも神であり給う」。